

授業等における合理的配慮申請について

- 「障害学生の修学等の支援に関する規則」に基づき、合理的配慮として授業等の配慮の申請を希望する方は、下記書類を学生支援センター窓口まで提出してください。
- 申請理由が「障害学生の修学等の支援に関する規則」における障害学生の定義にあてはまらないと合理的配慮として授業等の配慮は提供できません。
- 申請が遅くなり授業が進行しすぎている場合は、合理的配慮としての授業等の配慮の提供が十分にできない場合があります。
- 申請理由が身体障害以外の場合は、合理的配慮申請に係るアセスメントのための面談を原則実施します。申請時に学生支援センターから案内します。

参考：「障害学生の修学等の支援に関する規則 第 2 条（障害学生の定義）」
この規則における「障害学生」とは、「障害者基本法」第二条第一項に規定する障害者の定義「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」者をいう。

●申請の際に提出する書類

- ①授業等における合理的配慮申請書
- ②授業等における合理的配慮に関する注意・確認事項
- ③本学所定の情報提供書（根拠資料）
※根拠資料として本学所定の「情報提供書」を医師に記載してもらい提出してください。
（原則、提出日の1ヵ月以内に作成してもらい、封をしてもらってください）
※「情報提供書」は学生支援センターで配付しますので窓口まで取りに来てください。
※申請理由が身体障害の学生は、根拠資料として身体障害者手帳のコピーまたは診断書でも受付します。

●申請書類の提出期間

2025年4月1日（火）～4月7日（月）

- ※合理的配慮の提供期間は、各科目担当の先生へ配慮を依頼してから、その学期末までです。
- ※提出期日を過ぎてから合理的配慮申請を希望する場合は、まずは担任または所属学科の学生支援委員の先生に相談してください。
- ※当該学期の履修登録訂正期間を過ぎての申請はできません。

●申請書類の提出先および合理的配慮申請の手続きに関する問い合わせ

提出先：学生支援センター（4号館1階）
受付時間：平日9：00から17：30まで（土日祝日を除く）
連絡先：TEL.072-956-9956（直通）

●お知らせ 学生相談室の利用について

- 授業等の合理的配慮を希望される方は、あわせて学生相談室の利用をお勧めします。
- 学生相談室：6号館B棟1階（保健センター内にあります）
- 利用方法：事前予約をおすすめします（保健センターで予約可能です）

授業等における合理的配慮申請書

四天王寺大學

四天王寺大学短期大学部 学長殿

申請日

年 月 日

ふりがな		学籍番号		セメスタ	
氏名		所属学科 コース・専攻			
本人連絡先	— —	メールアドレス	@		
保護者氏名		保護者連絡先	— —		
申請内容	視覚 ・ 聴覚 ・ 肢体 ・ 病弱・虚弱 ・ 発達 ・ 精神 ・ その他				
申請理由	(障がい名、病名等を記入してください)		根拠資料	☐ 情報提供書 ☐ 診断書 ☐ 手帳コピー（身体 ・ 精神 ・ 療育） ☐ その他（ ）	
具体的な状態・症状					
学内機関の利用歴	☐ 学生相談室 ☐ 学習サポートデスク ☐ 保健センター ☐ 該当なし				
修学上の困難を伴う事項	下記に申請理由により修学上の困難を伴う事項を記載してください。				
希望する配慮内容 (具体的に記載してください)	下記に具体的な希望する配慮内容を記載してください。 ※以上は申請時の状態と個人の希望を確認するものであり、本申請書の記載内容のみで合理的配慮内容が決定されたわけではありません。				
個人情報の取り扱い	※授業等における合理的配慮の提供にあたり必要が生じたときは、個人情報の保護および守秘義務の遵守をしつつ、関係教職員、教務課やキャリアセンター・教職教育推進センター等の関係部局の関係者間で申請書の内容や支援の状況等についての情報共有を行ないます。				
	上記、個人情報の取り扱いについて同意します 署名				

※裏面の注意・確認事項も記入してください

受付印

〔学生支援センター記入〕

添付資料： 情報提供書 ・ 診断書 ・ 手帳写し / ☐ 新規 ・ ☐ 継続 / 申請書受取日 年 月 日

項目	チェック	授業等における合理的配慮に関する注意・確認事項
申請対象	☐	本書の申請理由における障害等とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。） その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」を指します。
申請時期	☐	授業等における合理的配慮申請は毎学期（夏学期・冬学期）ごとに、学期前の指定された提出期間に行ってください。 提出期間を過ぎてから申請した場合や、履修登録ができていない状態で申請した場合は、 合理的配慮の提供ができない場合があります。
	☐	提出期間を過ぎてから申請した場合、申請前にさかのぼって合理的配慮の提供をすることはできません。
合理的配慮について	☐	本申請書による配慮は優遇措置ではありません。申請者に生じている本学における社会的障壁に対して、 他の者との機会の平等を保障するために提供されるものです。 安易に課題や試験、出席などを免除したり、成績評価の基準そのものを変えたりするものではありません。 特に成績についてはダブルスタンダードを設けずに、全ての学生と平等な評価をします。
	☐	科目ごとに本質や到達目標、内容、授業の方法・形態、成績評価の方法などが異なるため、必ずしも全ての科目で 希望する合理的配慮が提供できるとは限りません。
	☐	希望された配慮が本学にとって財政面や体制面で過度の負担を伴う場合は、希望通りの支援が 提供できないことがあります。その場合は建設的対話と合意の形成に努めます。
	☐	本書の提出は、希望する合理的配慮の提供を保障するものではありません。
	☐	依頼書に記載のない配慮希望を提供することはできません。 追加で配慮希望がある場合は、担任教員もしくは学生支援センターに相談してください。
	☐	合理的配慮の依頼にあたり、申請者から直接科目担当者へ依頼書を渡し、配慮希望内容の相談をしてください。 また、ご自身が配慮を受ける際に必要なことを申請者から科目担当者に伝えて、 受講方法等についての合意形成を図ってください。
連絡方法	☐	学生支援センターや科目担当者等から合理的配慮申請に係る内容で申請者へ連絡する際は、 大学へ登録している電話番号または大学のGmailアドレス（s+学籍番号@shitennoji.ac.jp）へ連絡いたします。 科目担当者へ渡す依頼書に大学のGmailアドレスを記載いたしますので、連絡を取れるようにしておいてください。 ※申請後、連絡が取れない場合は合理的配慮の提供ができないことがあります。
確認	☐	上記、すべての項目について了承しました。

＜参考＞支援の流れ

チェック	①合理的配慮の申請書類を学期前の指定された期間に学生支援センターへ提出
☐	・根拠資料として、本学所定の「情報提供書」を医師に記載してもらい提出してください。（原則、提出日の1ヵ月以内に作成してもらい、封をしてもらってください） ・申請理由が身体障害の学生は、根拠資料として身体障害者手帳のコピーまたは診断書でも受付します。 ・提出をしたときに、申請書（受付印のあるもの）のコピーを必ず受け取ってください。 ・申請書受付後に、学科の先生との面談や配慮を検討する会議等があるため、科目担当者に支援を依頼するまで時間を要します。 ・申請理由が身体障害以外の場合は、合理的配慮申請に係るアセスメントのための面談を実施する場合があります。申請時に学生支援センターから案内します。
☐	②学生支援委員・担任教員等との面談 ・申請書類を提出しただけでは、支援を開始できません。 ・申請書提出後に、所属学科の担任教員から面談をしたいとの連絡が入ります。早めに面談を受けて、現状や配慮の希望などを伝えてください。 ・申請書や面談等での聞き取り内容および支援に必要な情報は、支援に関わる教職員等で情報を共有します。
☐	③支援内容検討のための会議の開催（関係部署・学科教員が実施） ・合理的配慮内容について総合的・客観的に判断して妥当であるか等の検討のための会議を実施します。 ・会議終了後、科目担当者への合理的配慮依頼書を作成します。
☐	④学科内で合理的配慮希望内容について協議 ・③のケース会議結果を基に、申請学生の所属学科内で3つのポリシー（※1）を念頭に置きながら、妥当かつ合理的であるか学科にて検討を行います。
☐	⑤合理的配慮内容について申請学生へ問題がないかどうか確認 ・学科で承認された合理的配慮依頼書の内容について問題がないか申請学生へ確認をします。 ⇒問題がなければ、合理的配慮依頼書の合意確認欄にチェックマークを入れてください。
☐	⑥履修登録後、時間割表を印刷して学生支援センターへ提出 ・履修登録後、時間割表に配慮を希望する科目に○をつけて、学生支援センター窓口へ提出してください。
☐	⑦申請学生から直接科目担当教員へ合理的配慮依頼書の内容を説明し支援依頼をする ・依頼文書の準備ができたから申請学生へ学生支援センターから連絡が入ります。依頼文書を学生支援センターへ取りに行き、授業での支援を希望する科目担当者へ直接合理的配慮依頼書を渡し、配慮希望内容について説明し支援を依頼します。
☐	⑧学生支援委員または担任より、学期途中での配慮内容に関する聞き取り ・現在受けている配慮の様子を確認するため、学期の途中で学生支援委員または担任から、面談等による聞き取りが行なわれます。 ・それに関係なく、何か困ったことなどがあれば、いつでも担任の先生や学生支援センターへ申し出てください。
☐	⑨合理的配慮申請に関するアンケートの提出 ・学期末に合理的配慮申請に関するアンケートを行ないます。今後の参考としますので必ず回答してください。

※1 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）
＜注意＞

- ・申請後、合理的配慮依頼書の受け取りまで、1ヵ月以上かかることがあります。それ以上経過しても連絡がない場合は、学生支援センターに申し出てください。
- ・申請書提出時に受け取る申請書のコピーは、必ず保管してください。